

昭和二十七年法律第九十三号

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律

(在外公館の名称及び位置)

第一条 在外公館の名称及び位置は、別表第一のとおりとする。

(在外職員給与)

第二条 在外公館に勤務する外務公務員(以下「在外職員」という。)には、大使及び公使にあつては俸給、期末手当及び在勤手当、大使及び公使以外の在外職員にあつては俸給、扶養手当、期末手当、勤勉手当及び在勤手当を支給する。

2 大使及び公使の俸給及び期末手当は、この法律中に特別の規定がある場合を除く外、特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の規定に基づいて支給する。

3 大使及び公使以外の在外職員の俸給、扶養手当、期末手当及び勤勉手当は、この法律中に特別の規定がある場合を除くほか、一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)(第十五条の規定を除く。)の規定に基づいて支給する。

(給与の支払)

第三条 在外職員の俸給、扶養手当、期末手当及び勤勉手当の支払は、当該在外職員が指定する者に行ふことができる。

(給与の支給方法)

第四条 在外職員の給与(期末手当及び勤勉手当を除く。)は、特別職の職員の給与に関する法律第八条並びに一般職の職員の給与に関する法律第九条及び第十九条の九の規定にかかわらず、毎月一回その給与の月額をその月の下旬に支給する。

2 在勤手当の計算期間は、月の一日から月の末日までとする。

3 在勤手当を支給する場合であつて、前項の計算期間の初日から末日まで支給するとき以外のときは、その額は、当該計算期間の現日数を基礎として日割によつて計算する。

4 第一項の規定にかかわらず、在外職員が二箇月以上の期間の家賃の前払をしなければ在外公館において勤務するのに必要な住宅を安定的に確保することができないと外務大臣が認めるときは、当該家賃の最初の前払の対象である二箇月以上の期間(当該期間が一年を超えるときは、当該期間の初日から始まる一年の期間。以下この項において「家賃前払期間」という。)に係る住居手当については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間(以下この項並びに第十二条の二第三項及び第七項において「一括支給期間」という。)の各月の月額を合算した額を、一括支給期間の初日の属する月の下旬に一括して支給することができる。

- 一 家賃前払期間の末日が家賃前払期間の初日の属する年度の末日以前である場合、家賃前払期間
- 二 家賃前払期間の末日が家賃前払期間の初日の属する年度の末日後である場合、次のイ及びロに掲げるそれぞれの期間
 - イ 家賃前払期間の初日から当該初日の属する年度の末日までの期間
 - ロ 家賃前払期間の初日の属する年度の翌年度の初日から家賃前払期間の末日までの期間

(在勤手当)

第五条 在勤手当は、在外職員が在外公館において勤務するのに必要な衣食住等の経費に充当するために支給されるものとし、その額は、在外職員がその体面を維持し、且つ、その職務に責任に応じて能率を充分發揮することができるように在外公館の所在地における物価、為替相場及び生活水準を勘案して定めなければならない。

(在勤手当の種類)

第六条 在勤手当の種類は、在勤基本手当、住居手当、配偶者手当、子女教育手当、館長代理手当、特殊語学手当及び研修員手当とする。

2 在勤基本手当は、在外職員が在外公館において勤務するのに必要な衣食等の経費に充当するために支給する。

3 住居手当は、在外職員(国家公務員宿舍法(昭和二十四年法律第十七号)第十条又は第十二条第一項の規定により公邸又は無料宿舍の貸与を受けるものを除く。)が在外公館において勤務するのに必要な住宅費に充当するために支給する。

4 配偶者手当は、配偶者(在外職員を除く。)を伴う在外職員に支給する。

5 子女教育手当は、在外職員の子のうち次に掲げるもので主として当該在外職員の収入によつて生計を維持しているもの(以下「年少子女」という。)が本邦以外の地において学校教育する

他の教育を受けるのに必要な経費に充当するために支給する。

一 三歳以上十八歳未満の子
二 十八歳に達した子であつて、就学する学校(外務省令で定める学校を除く。)において、十八歳に達した日から、十九歳に達するまでの間に新たに所属する学年の開始日から起算して一年を経過する日までの間にあるもの

6 館長代理手当は、在外公館の長の事務の代理をする在外職員(以下「館長代理」という。)に支給する。

7 特殊語学手当は、特殊の語学の研修を命ぜられた在外職員に支給する。

8 研修員手当は、外務公務員法(昭和二十七年法律第四十一号)第十五条の規定に基づき外国において研修を命ぜられた者(以下「在外研修員」という。)に支給する。在外研修員には、研修員手当以外の在勤手当は、支給しない。

(調査報告書)

第七条 在外公館の長は、外務省令で定めるところにより、毎年定期的に、当該在外公館の所在地の物価指数、為替相場の変動状況その他在勤手当の額の検討のために必要な事項に関する調査報告書を外務大臣に提出しななければならない。

2 外務大臣は、前項の調査報告書が提出された場合には、これを審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第八条に規定する機関をいう。)で政令で定めるもの(以下「審議会」という。)に提示しなければならない。

(在勤手当の額の改訂)

第八条 審議会は、前条の調査報告書その他の資料により、たえず在勤手当の額を検討し、その改訂の必要があると認める場合には、適当と認める額を外務大臣に勧告することができる。

(在勤手当の額の臨時改訂又は設定)

第九条 国会閉会中において、物価若しくは為替相場の著しい変動その他特別の事情により緊急に第十條第一項に定める範囲を超えて在勤基本手当の額を改訂し、若しくはは研修員手当の額を改訂する必要があるときは、最近の国会においてこの法律が改正されるまでの間、予算の範囲内において、政令で臨時にその改訂又は設定をすることができ。

(戦争等による特別事態の際の在勤手当)

第十条 戦争、事変、内乱等による特別事態が発生している地に所在する在外公館として外務大臣が指定するものに勤務する在外職員(休暇帰国のため在勤地(国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第十四号)に定める在勤地をいう。以下同じ。)を離れている在外職員を除く。)に支給する在勤基本手当の額は、当該指定がされた日から当該指定が解除される日の前日までの間は、前条又は次条第一項の規定に基づき当該在外職員に支給すべきものとされる在勤基本手当の額にその額の百分の十五に相当する額を加算した額とする。この場合において、当該在外職員に関する第十三条及び第十八条の規定の適用については、第十三条中「現に受ける在勤基本手当(館長代理手当を受け持っている者にあつては、当該手当を含む。)の支給額」とあるのは、「第九条の二第一項前段の規定の適用がないものとした場合に受けるべき在勤基本手当の額(館長代理手当を受け持っている在外職員にあつては、同項前段の規定の適用がないものとした場合に当該在外職員が受けるべき当該手当の額を当該在勤基本手当の額に加算した額)」と、第十八条中「現に受ける在勤基本手当の支給額」とあるのは、「第九条の二第一項前段の規定の適用がないものとした場合に受けるべき在勤基本手当の額」とする。

2 在勤地において前項の特別事態が発生したことに伴い一時在勤地以外に駐在を命ぜられた在外職員に対する在勤手当の支給については、その地を新在勤地とみなすものとし、その者に、その地に所在する在外公館について定められている在勤手当(その地に在外公館が所在していない場合その他外務省令で定める場合には、旧在勤地に所在する在外公館について定められている在勤手当(当該在勤手当について前項前段の規定の適用があるときは、その適用がないものとした場合の在勤手当)を支給する。

3 前項の規定による在勤手当の支給を受ける在外職員について、旧在勤地の状況に鑑み旧在勤地で居住していた住宅を確保しておく必要があることその他当該住宅の賃貸借を終了させることができないうちを有する在外職員が当該住宅の家賃を現に支払つた期間について、同項の規定による在勤手当に加え、従前のとおり当該住宅に係る住居手当を支給することができる。

4 第一項の指定に関し必要な事項は、外務省令で定める。

(在勤基本手当の支給額)

第十条 在勤基本手当の月額、別表第二に定める基準額(第九条の規定に基づき、在外公館の増置に伴って設定された基準額を含む。)の百分の七十五から百分の百二十五までの範囲内において在外公館の種類、所在国又は所在地及び号の別によつて政令で定める額とする。

2 前項に規定する月額については、同項に規定する範囲内において、かつ、部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、外務省令で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

3 在勤基本手当の号の適用に関し必要な事項は、外務省令で定める。

(在勤基本手当の支給期間)

第十一条 在勤基本手当は、在外職員が在勤地に到着した日の翌日から、帰国(出張のための帰国を除く。)を命ぜられて在勤地を出発する日又は新在勤地への転勤を命ぜられて旧在勤地を出発する日の前日まで(以下「在勤基本手当の支給期間」という。)、支給する。

2 外国において新たに在外職員となつた者には、その日から在勤基本手当を支給する。

3 在勤基本手当の支給期間中に在勤基本手当の号別に異動を生じた在外職員には、その日から新たに定められた号別により在勤基本手当を支給する。

4 在外職員が離職し、又は死亡したときは、その日まで在勤基本手当を支給する。

5 在勤基本手当の支給期間中に本邦へ出張を命ぜられ、又は休暇帰国を許された在外職員で、在勤地を出発した日から在勤地に帰着する日までの期間が六十日をこえるものには、第一項の規定にかかわらず、六十日をこえる期間についての在勤基本手当は、支給しない。

(住居手当の支給額)

第十二条 住居手当の月額、在外職員が居住している家具付きでない住宅の一箇月に要する家賃の額(在外職員が居住している住宅が家具付きである場合には、それが家具付きでないものとしたときに支払われるべき家賃の額)から政令で定める額を控除した額に相当する額とする。ただし、予算の範囲内において在外公館の種類、所在国又は所在地及び号の別によつて政令で定める額(次項において「限度額」という。)を限度とする。

2 前項ただし書(限度に係る部分に限る。)の規定にかかわらず、次の各号に掲げる在外職員

に支給する住居手当の月額の限度は、当該在外職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 次のいずれかに掲げる者(次号及び次条において「配偶者等」という。)を伴う在外職員以外の者(次号に該当する者を除く。) 限度額の百分の八十に相当する額

イ 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次条第六項において同じ。)

ロ 子(主として在外職員の収入によつて生計を維持している者に限る。次条第六項において同じ。)

二 外務省設置法(平成十一年法律第九十四号)第九条第四項の規定により在外公館長の事務を代理すべき者として指定されている在外職員のうち外務大臣が特に指定するもの 限度額の百分の百十に相当する額(配偶者等を伴う在外職員以外の者にあつては、その額の百分の八十に相当する額)

3 前項第二号に該当する在外職員が外務省設置法第九条第四項に規定する指定を解除された場合において、外務省令で定めるところによりやむを得ない事情があると認めるときは、外務省令で定める期間に限り、当該指定を解除された在外職員に対し、前項第二号の額を限度として住居手当を支給することができる。

4 住居手当の号の適用その他住居手当の支給に関し必要な事項は、外務省令で定める。

(住居手当の支給期間等)

第十二条の二 住居手当は、在勤基本手当の支給期間、支給する。

2 外国において新たに在外職員となつた者には、その日から住居手当を支給する。

3 住居手当の支給期間中に住居手当の号別に異動を生じた在外職員には、その日から新たに定められた号別により住居手当を支給する。この場合において、当該異動を生じた日が一括支給期間内にあるときは、同日の属する月の下旬に、当該一括支給期間の各月の住居手当の月額を合算した額が第四条第四項の規定により一括して支給した額を超える場合にあつてはその差額を支給し、当該合算した額が当該一括して支給した額に満たない場合にあつてはその差額を返納させるものとする。

4 住居手当の支給期間の終了後、やむを得ない事故のため、外務大臣の許可を得て、引き続き

配偶者を旧在勤地に残留させる在外職員には、第一項の規定にかかわらず、百八十日以内においてその事故の存する間、従前のおり住居手当を支給することができる。

5 在外職員が離職し、又は死亡したときは、その日まで住居手当を支給する。ただし、当該在外職員が死亡した場合において、外務大臣が特に必要があると認めるときは、死亡した日の翌日から百八十日を超えない期間を限り、当該在外職員が死亡当時伴つていた配偶者等に従前の住居手当の支給額に相当する額を支給することができる。

6 前項ただし書の規定による配偶者等への支給の順位は、配偶者及び子の順序とし、同順位者があつた場合には、年長者を先にする。

7 在外職員に第四条第四項の規定により住居手当を一括して支給した場合において、次の各号に掲げる事由が生じたときは、当該在外職員(当該在外職員が死亡したときは、当該在外職員が死亡当時伴つていた配偶者等又は当該在外職員の相続人)に、当該各号に掲げる事由の区分に応じ、当該各号に定める額を返納させるものとする。

一 一括支給期間中における当該在外職員に係る住居手当の支給期間の終了(第九条の二第二項の規定により同項に規定する在勤地以外の地を新在勤地とみなされたことによる住居手当の支給期間の終了を除く。)

二 第四項第四項の規定により一括して支給した額(一括支給期間中に住居手当の号別に異動を生じたときは、当該一括して支給した額に、第三項後段の規定により支給した額を加算し、又は当該一括して支給した額から同項後段の規定により返納させた額を減額した額。第三号において「一括支給額」という。)

三 一括支給期間中における当該在外職員の離職又は死亡 返納差額

三 当該在外職員が一括支給期間中に第九条の二第二項の規定による住居手当の支給を受けることとなつた場合において、当該在外職員が旧在勤地で居住していた住宅の家賃の全部又は一部を返還を受けたこと(当該一括支給期間の終了後に当該返還を受けた場合を含む。当該

返還を受けた家賃に係る期間の日数が当該前払の対象である期間のうち当該一括支給期間の末日後の期間の日数を超過する場合に限る。) 一括支給額に、当該返還を受けた家賃に係る期間の日数から当該前払の対象である期間の日数を減じた日数を当該一括支給期間の日数で除して得た率を乗じて得た額

(配偶者手当の支給額)

第十三条 配偶者手当の支給額は、配偶者手当を受ける在外職員が現在在勤基本手当(館長代理手当を受けている者にあつては、当該手当を含む。)の支給額の百分の二十に相当する額とする。

(配偶者手当の支給期間)

第十四条 配偶者手当は、在外職員が在勤基本手当の支給期間中に在勤地に到着した日の翌日(在外職員の配偶者が当該在外職員の在勤地において配偶者となつた場合にあつては、配偶者となつた日)から、当該在外職員が在勤基本手当の支給期間の終了する日(その配偶者がその日の前に帰国する場合にあつては、その配偶者が帰国のためその地を出発する日の前日、その配偶者がその日の前に配偶者でなくなつた場合又は死亡した場合にあつては、配偶者でなくなつた日又は死亡した日)まで、支給する。

2 在勤基本手当の支給期間の終了後、やむを得ない事故のため、外務大臣の許可を得て、引き続き配偶者を旧在勤地に残留させる在外職員には、前項の規定にかかわらず、百八十日以内の期間においてその事故の存する間、従前のおり配偶者手当を支給することができる。

3 配偶者手当を受ける在外職員が離職し、又は死亡したときは、その日まで配偶者手当を支給する。但し、当該在外職員が死亡した場合には、死亡した日の翌日から百八十日を超えない期間に限り、引き続き当該在外職員の配偶者に配偶者手当を支給することができる。

(配偶者手当を受ける在外職員の扶養手当)

第十五条 配偶者手当を受ける在外職員の扶養手当は、配偶者に係る分は、支給しない。

(子女教育手当の支給額)

第十五条の二 子女教育手当の月額、年少子女一人につき八千円とする。

2 在外職員の年少子女が適当な学校教育を受けるのに相当な経費を要する地として外務大臣が

この法律の施行期日は、各在外公館に関する部分につき政令で定める。ただし、在ナイジェリア連邦及び在コンゴ（レオポルドヴィル）の各大使館に関する部分は、公布の日から施行する。

附則（昭和四四年三月二八日法律第四号）抄
 1 この法律は、昭和四十四年七月一日から施行する。

附則（昭和四五年二月二日法律第一二六号）
 1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、在ブラジル及び在スワジランドの各日本国大使館、在リオ・デ・ジャネイロ及び在レニングラードの各日本国総領事館並びに軍縮委員会日本政府代表部に関する部分は、政令で定める日から施行する。

2 第二条の規定による改正後の在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律別表第二のうち在インドネシア及び在パキスタンの各日本国大使館並びに在ジャカルタ日本国総領事館に関する部分は、昭和四十五年四月一日から適用する。

附則（昭和四六年三月二七日法律第八号）抄
 1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

一 在ミュンヘン日本国総領事館並びに在エドモントン及び在オークランドの各日本国総領事館及び各日本国領事館に関する部分並びに別表第一を加える改正規定中外務省設置法の一部を改正する法律（昭和四十四年法律第三号）附則第一項ただし書及び外務省設置法及び在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和四十五年法律第二百六号）附則第一項ただし書に規定する各日本国大使館及び各日本国総領事館に関する部分でこの法律の公布の日において施行されていないもの、政令で定める日

二 別表第二の改正規定中在インドネシア、在セイロン及び在コンゴ（キンシャサ）の各日本国大使館、在ジャカルタ、在香港、在サンフランシスコ及び在ニュー・ヨークの各日本国総領事館、在アンカレッジ日本国領事館並びに国際連合日本政府代表部に関する部分 昭和四十六年四月一日

2 改正後の別表第三中在ソヴィエト連邦日本国大使館に関する部分は、昭和四十六年一月一日から適用する。

附則（昭和四七年六月一九日法律第七五号）
 1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在バングラデシュ、在プータン、在モンゴル、在トンガ、在ナウル、在西サモア、在フィジー、在アラブ首長国連邦、在オマーン、在カタール、在バハレーン及び在赤道ギニアの各日本国大使館並びに在ダッカ日本国総領事館に関する部分は政令で定める日から、在ブリスベン及び在istanbulの各日本国総領事館及び各日本国領事館に関する部分は昭和四十七年十月一日から施行する。

2 改正後の第十二条及び別表第二から別表第四までの規定並びに次項及び附則第四項の規定は、昭和四十七年四月一日から適用する。

3 昭和四十七年三月三十一日において現に在外公館に勤務する外務公務員について、改正前の別表第二による在勤基本手当の支給額を一アメリカ合衆国ドルにつき三百八円の率で換算した本邦通貨の額（以下「旧在勤基本手当額」という。）が改正後の別表第二による在勤基本手当の支給額をこえるときは、その者が在勤基本手当の別別に異動を生ずることなく引き続き同一在外公館に勤務する限り、旧在勤基本手当額とする。

4 在ダッカ日本国総領事館並びに在ブリスベン及び在istanbulの各日本国領事館に勤務する外務公務員に対して支給する在勤基本手当の月額及び改正後の第十二条第一項ただし書の限度額は、これらの在外公館がそれぞれ改正後の別表第一に掲げる大使館又は総領事館に種類を変更されるまでの間は、在勤手当の種類及び号の別により、それぞれ次の各表に定めるところによる。

在外公館の名称	在ダッカ日本国総領事館	在ブリスベン日本国領事館	在istanbul日本国領事館
別表第三の金額	350,000	330,000	330,000

在外公館の名称	在ダッカ日本国総領事館	在ブリスベン日本国領事館	在istanbul日本国領事館
1号	305,200	306,300	273,600
2号	288,100	266,100	232,700
3号	271,000	225,800	191,900
4号	229,200	191,000	162,300
5号	201,400	167,900	142,600
6号	180,800	150,600	127,800
7号	166,600	138,900	118,300
8号	152,800	127,500	108,400
9号	138,900	115,800	98,600
10号	125,000	104,100	88,700
11号	111,200	92,700	78,800

在外公館の名称	在ダッカ日本国総領事館	在ブリスベン日本国領事館	在istanbul日本国領事館
1号	119,000	106,500	119,000
2号	99,000	88,000	99,000
3号	82,000	75,500	82,000
4号	65,000	59,000	65,000
5号	52,500	46,500	52,500
6号	42,000	37,000	42,000

附則（昭和四八年六月二日法律第三二号）
 1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在アトランタ日本国総領事館に関する部分は政令で定める日から、第六条の改正規定及び第十五条の次に二条を加える改正規定は昭和四十八年七月一日から施行する。

2 改正後の別表第三の規定（在中華人民共和国日本国大使館に関する部分を除く。）は、昭和四十八年四月一日から適用する。

3 昭和四十八年七月一日に本邦以外の地にある改正後の第十五条の三第一項に規定する年少子女を有する在外職員に対する同項の規定の適用については、同項中「当該在外職員の年少子女（次項の規定に該当するものを除く。以下この項において同じ。）が当該在外職員の在勤地に到着した日の翌日」とあるのは、「昭和四十八年七月一日」とする。

4 前項に定めるもののほか、同項に規定する在外職員に対する子女教育手当の支給期間の特例その他子女教育手当の支給に関し必要な経過措置は、外務省令で定める。

附則（昭和四九年五月二七日法律第五九号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在ポート・モレスビー日本国総領事館に関する部分は、政令で定める日から施行する。

2 この法律による改正後の在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律第十條第一項、第十二條第一項、第二十條の二第一項、別表第二及び別表第三の規定は、昭和四十九年四月一日から適用する。

附則（昭和五〇年六月一〇日法律第三六号）
 1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在グレナダ、在バハマ及び在ギニア・ビサオの各日本国大使館並びに在アガナ及び在マルセイユの各日本国総領事館に関する部分は、政令で定める日から施行する。

2 この法律による改正後の在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律別表第二及び別表第三の規定は、昭和五十年四月一日から適用する。

附則（昭和五〇年二月一九日法律第三八六号）
 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和五一年六月五日法律第六〇号）
 1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在スリナム、在カーボ・ヴェルデ、在サントメ・プリンシペ及び在モザンビークの各日本国大使館並びに在ウジユン・パンダン及び在ホラムシヤハルの各日本国総領事館に関する部分は、政令で定める日から施行する。

2 この法律による改正後の在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律別表第二及び別表第三の規定は、昭和五十一年四月一日から適用する。

附則（昭和五二年一月六日法律第八二号）
 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和五二年六月一七日法律第七二号）抄
 1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在アンゴラ及び在セシエルの各日本国大使館、在ペナン日本国総領事館並びに在エンカルナシオン日本国領事館

に関する部分は、政令で定める日から施行する。

2 この法律による改正後の在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律第十二条及び第十五条の二の規定は、昭和五十二年四月一日から適用する。

附則（昭和五十二年四月一日から適用する。）

この法律は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在コモロ及び在ジブティの各日本国大使館並びに在カンザス・シナイ日本国総領事館に関する部分は、政令で定める日から施行する。

附則（昭和五十四年一月二二日法律第七一七号）

この法律は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在ドミニカ、在ソロモン及び在トウヴァルの各日本国大使館並びに在広州、在ポストン及び在フランクフルトの各日本国総領事館に関する部分は、政令で定める日から施行する。

2 この法律による改正後の在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律第十五条の二第二項の規定は、昭和五十四年四月一日から適用する。

附則（昭和五十五年三月三十一日法律第一五五号）

この法律は、昭和五十五年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在セント・ヴィンセント、在セント・ルシア及び在キリバスの各日本国大使館並びに在クリチバ日本国総領事館に関する部分は、政令で定める日から施行する。

附則（昭和五十六年五月二日法律第三二二号）

この法律は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在ヴァヌアツ日本国大使館に関する部分は、政令で定める日から施行する。

2 この法律による改正後の在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律別表第二及び別表第三の規定は、昭和五十六年四月一日から適用する。

附則（昭和五十七年三月三十一日法律第一一五号）

この法律は、昭和五十七年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在アルバ

ニア日本国大使館に関する部分は、政令で定める日から施行する。

附則（昭和五十八年三月三十一日法律第一五五号）

この法律は、昭和五十八年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在アンティグア・バーブーダ及び在ベリーズの各日本国大使館に関する部分、「ジツダ」を「リアド」に改める部分並びに在ジェツダ日本国総領事館に関する部分は、政令で定める日から施行する。

附則（昭和五十八年二月二日法律第七八号）抄

この法律（第一条を除く。）は、昭和五十九年七月一日から施行する。

附則（昭和五十九年三月三十一日法律第九七号）

この法律は、昭和五十九年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在ブルネイ及び在セント・クリストファー・ネイヴィーの各日本国大使館に関する部分は、政令で定める日から施行する。

附則（昭和六〇年四月一三日法律第二三九号）

この法律は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在瀋陽日本国総領事館に関する部分は、政令で定める日から施行する。

附則（昭和六〇年二月二二日法律第九七号）抄

この法律による改正後の在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律第十五条の二第二項及び第三項の規定は、昭和六十年四月一日から適用する。

附則（昭和六〇年二月二二日法律第九七号）抄

この法律は、公布の日から施行する。ただし、題名、第一条第一項、第九条の二第四項及び第十一条の六第二項の改正規定、第十四条の次に二条を加える改正規定、第十五条、第十七条、第十九条の二第三項、第十九条の六及び第二十二条の見出しの改正規定、同条に一項を加える改正規定、附則第十六項を附則第十八項とし、附則第十五項の次に二項を加える改正規定並びに附則第十二項から第十四項まで及び第十三項から第二十九項までの規定は昭和六十一年一月一日から、第十一条第四項の改正規定は同年六月一日から施行する。

附則（昭和六一年四月三〇日法律第三九号）

この法律は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は、政令で定める日から施行する。

附則（昭和六二年三月三十一日法律第六六号）

この法律は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附則（昭和六三年五月二七日法律第三五号）

この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の規定は、昭和六十三年四月一日から適用する。

附則（平成元年三月三十一日法律第八〇号）

この法律は、平成元年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は、政令で定める日から施行する。

附則（平成二年三月三十一日法律第八五号）

この法律は、平成二年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在ナミビア日本国大使館に関する部分はナミビアの国家承認の日以後において政令で定める日から、在エデンパラ日本国総領事館に関する部分は政令で定める日から施行する。

附則（平成三年三月三〇日法律第五〇号）抄

この法律は、平成三年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在マイアミ及び在ストラスプールの各日本国総領事館に関する部分は、政令で定める日から施行する。

附則（平成三年二月二四日法律第一〇二号）抄

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第五条第一項の改正規定、第十一条第四項を削る改正規定、第十三条の四第六項並びに第十九条の二第一項及び第二項の改正規定、第十九条の七を第十九条の八とする改正規定、第十九条の六の改正規定、同条を第十九条の七とし、第十九条の五を第十九条の六とし、第十九条の四を第十九条の五とし、第十九条の二を第十九条の四とする改正規定、第十九条の三の次に一項を加える改正規定並びに第二十三条第七項の改正規定並びに附則第十二項から第二十項

までの規定は、平成四年一月一日から施行する。

附則（平成四年三月三十一日法律第三三〇号）抄

この法律は、平成四年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在アゼルバイジャン、在アルメニア、在ウクライナ、在ウズベキスタン、在エストニア、在カザフスタン、在キルギスタン、在タジキスタン、在トルクメニスタン、在ベラルーシ、在モルドヴァ、在ラトヴィア及び在リトアニアの各日本国大使館並びに在ホーチミン、在デトロイト及びウィニペグの各日本国総領事館に関する部分は、政令で定める日から施行する。

附則（平成五年三月三十一日法律第二二〇号）

この法律は、平成五年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在グルジア、在クロアチア及び在スロヴェニアの各日本国大使館並びに在ウラジオストク及び在ナホトカの各日本国総領事館に関する部分は、政令で定める日から施行する。

附則（平成六年六月一五日法律第三三三号）抄

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成六年七月一日法律第八三三号）抄

この法律は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在マケドニア旧ユーゴスラヴィア共和国及び在エリトリアの各日本国大使館並びに在ドバイ日本国総領事館に関する部分並びに中南米の項に関する部分は、政令で定める日から施行する。

附則（平成七年三月二三日法律第三三三号）

この法律は、平成七年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は、政令で定める日から施行する。

附則（平成八年三月三十一日法律第一〇〇号）抄

この法律は、平成八年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在アンドラ、在サン・マリノ、在ボスニア・ヘルツェゴヴィナ及び在リヒテンシュタインの各日本国大

使館並びに在濟州日本国総領事館に関する部分
は、政令で定める日から施行する。

附則（平成九年三月三十一日法律第二十九号）

この法律は、平成九年四月一日から施行する。ただし、別表第一及び別表第二の改正規定中在香港及び在コタ・キナバルの各日本国総領事館に関する部分、別表第一の三、領事館の表を削る改正規定、別表第一の四、政府代表部の表を別表第一の三、政府代表部の表とする改正規定、別表第二の三、領事館の表を削る改正規定並びに別表第二の四、政府代表部の表を別表第二の三、政府代表部の表とする改正規定は、政令で定める日から施行する。

附則（平成九年六月四日法律第六十六号）抄

（施行期日等）
1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成九年二月一〇日法律第一二二号）抄

（施行期日等）
1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第一条中一般職の職員の給与に関する法律（以下「給与法」という。）第五条第一項の改正規定（同じ。）の下に「、ハワイ観測所勤務手当」を加える部分を除く。、給与法第十九条の第二項及び第二項の改正規定、給与法第十九条の四第二項の改正規定（「百分の五十」を「百分の五十五」に改める部分を除く。）、給与法第十九条の七第二項及び第十九条の十の改正規定、同条を給与法第十九条の十一とする改正規定、給与法第十九条の九第一項の改正規定、同条を給与法第十九条の十とし、給与法第十九条の八を給与法第十九条の九とし、給与法第十九条の七の次に一条を加える改正規定並びに給与法第二十三条第二項、第三項、第五項、第七項及び第八項の改正規定並びに附則第三項、第十項、第十三項、第十四項及び第十六項から第二十項までの規定、平成十年一月一日

この法律は、平成十年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在デンヴ

ア日本国総領事館に関する部分は、政令で定める日から施行する。

この法律は、平成十一年三月三十一日法律第六十六号）抄
1 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。ただし、「ボン」を「ベルリン」に改める部分並びに別表第一及び別表第二の改正規定中在ベルリン日本国総領事館に関する部分は、政令で定める日から施行する。

附則（平成十二年二月二二日法律第一六〇号）抄

（施行期日等）
第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五十五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定、公布の日

附則（平成十二年三月三十一日法律第三二二号）抄

（施行期日等）
1 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は、政令で定める日から施行する。

附則（平成十三年三月三十一日法律第一五五号）抄

（施行期日等）
この法律は、平成十三年四月一日から施行する。

附則（平成十四年三月三十一日法律第七七号）抄

（施行期日等）
この法律は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、別表第一及び別表第二の改正規定中在東チモール日本国大使館に関する部分は東チモールの国家承認の日以後において政令で定める日から、国際連合教育科学文化機関日本政府代表部に関する部分は政令で定める日から施行する。

附則（平成十五年三月三十一日法律第四四号）抄

（施行期日等）
1 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、第一条のうち在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律別表第一の改正規定中在チェンマイ日本国総領事館に関する部分及び第二条の規定は、政令で定める日から施行する。

在外公館に勤務する外務公務員が平成十五年三月三十一日において現に居住する住宅に引き続き居住する場合（外務省令で定める場合を除く。）その他外務省令で定める場合においてその者に支給する住居手当の月額については、第一条の規定による改正後の在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律第十二条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

この法律は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、第一条のうち在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律別表第一の改正規定中「アルマテイ」を「アスタナ」に改める部分並びに在重慶、在カンザスシティ、在エドモントン及び在カルガリーの各日本国総領事館に関する部分、政令で定める日から施行する。

附則（平成十六年一月二八日法律第一三六号）抄

（施行期日等）
1 この法律は、公布の日から施行する。

附則（平成十七年三月三十一日法律第一一〇号）抄

（施行期日等）
この法律は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は、政令で定める日から施行する。

附則（平成十九年三月三十一日法律第一二二号）抄

（施行期日等）
この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在ニューオリンズ日本国総領事館に関する部分は、政令で定める日から施行する。

附則（平成二〇年五月二一日法律第三四号）抄

（施行期日等）
1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在マカッサル及び在青島の各日本国総領事館に関する部分は、政令で定める日から施行する。

附則（平成二〇年五月二一日法律第三四号）抄

（施行期日等）
2 この法律による改正後の在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（以下「新法」という。）第六條第五項、第十二条第二項、第十二条の二第五項及び第六項、第十五条の二第二項、別表第二並びに別表第三の規定は、平成二十年四月一日から適用する。

（経過措置）
3 平成二十年三月三十一日から引き続き同一の学校に就学し、同年四月一日においてこの法律による改正前の在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（以下「旧法」という。）第六條第五項の規定を適用することとなる者（以下「旧法下の年少子女」という。）に係る子女教育手当の月額については、新法第十五条の二第二項又は第三項の規定により支給されることとされる月額（以下「新法による支給額」という。）が、旧法第十五条の二第二項又は第三項の規定を適用することとしたならば支給されることとなる子女教育手当の月額（以下「旧法による支給額」という。）に達しない場合には、新法第十五条の二第二項又は第三項の規定にかかわらず、当該旧法下の年少子女が同日に所属する学年の開学日から起算して一年を経過する日までの間は、旧法による支給額とする。

平成二十年四月一日からこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間のいづれかの日に新たな学校に就学し、又は新たな学年に所属した新法第六條第五項に規定する年少子女であつて、当該日において旧法下の年少子女である者に係る子女教育手当の月額については、前項の規定の適用がある場合を除き、新法による支給額が旧法による支給額に達しない場合には、新法第十五条の二第二項又は第三項の規定にかかわらず、当該日までの間は、旧法による支給額とする。

附則（平成二十二年三月三十一日法律第七七号）抄

（施行期日等）
この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在レジフェ及び在ジュネーブの各日本国総領事館に関する部分は、政令で定める日から施行する。

附則（平成二十二年五月二九日法律第四四号）抄

（施行期日等）
1 この法律は、公布の日から施行する。

附則（平成二十二年三月三十一日法律第九九号）抄

（施行期日等）
この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在コタキナバル日本国総領事館に関する部分は、政令で定める日から施行する。

附則（平成二十二年三月三十一日法律第九九号）抄

（施行期日等）
この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在コタキナバル日本国総領事館に関する部分は、政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二十三年四月二七日法律第二二号)
 1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は、政令で定める日から施行する。
 2 この法律による改正後の在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(以下「新法」という。)別表第二の規定は平成二十三年四月一日から、新法第十五条の二の規定はこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)の属する月の翌月以降の子女教育手当の支給について適用し、施行日の属する月の子女教育手当の支給については、なお従前の例による。

附 則 (平成二十四年九月五日法律第七〇号)
 1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、別表第一のうち二 総領事館の表の改正規定は、政令で定める日から施行する。
 2 この法律による改正後の在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律別表第二及び別表第三の規定は、平成二十四年四月一日から適用する。

附 則 (平成二十五年六月一日法律第四二号)
 1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、別表第一のうち二 総領事館の表の改正規定は、政令で定める日から施行する。
 2 この法律による改正後の在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律別表第二の規定は、平成二十五年四月一日から適用する。

附 則 (令和二年三月三十一日法律第一〇号)
 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在セブ日本国総領事館に関する部分は、政令で定める日から施行する。
附 則 (令和三年三月三十一日法律第六号)
 この法律は、令和三年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は、政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二十七年四月二二日法律第一三三号)
 1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、別表第一のうち二 総領事館の表の改正規定は、政令で定める日から施行する。
 2 この法律による改正後の在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律別表第二の規定(二 総領事館の表中南米の項中在レオン日本国総領事館に係る部分及び同表欧州の項中在ハンブルク日本国総領事館に係る部分を除く。)は、平成二十七年

年四月一日から適用する。この場合において同日からこの法律の施行の日の前日までの間における同法別表第二の規定の適用については、同表のうち一 大使館の表欧州の項中「ジョージア」とあるのは、「ブルジア」とする。
附 則 (平成二十八年三月三〇日法律第一〇号)
 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、別表第一のうち二 総領事館の表の改正規定は、政令で定める日から施行する。
附 則 (平成二十九年三月三十一日法律第七号)
 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は、政令で定める日から施行する。
附 則 (平成三〇年三月三十一日法律第二二号)
 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は、政令で定める日から施行する。
附 則 (平成三一年三月三〇日法律第七号)
 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。
附 則 (令和二年三月三十一日法律第一〇号)
 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在セブ日本国総領事館に関する部分は、政令で定める日から施行する。
附 則 (令和三年三月三十一日法律第六号)
 この法律は、令和三年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は、政令で定める日から施行する。

別表第一 在外公館の名称及び位置 (第一条関係)	位置	
	地名	国名
大使館	地域	名称
在インド日本国大使館	ニューデリー	インド
在インドネシア日本国大使館	ジャカルタ	インドネシア
在カンボジア日本国大使館	プノンペン	カンボジア

州大	洋	中	北	米
在シンガポール日本国大使館	在スリランカ日本国大使館	在タイ日本国大使館	在韓国日本国大使館	在中華人民共和国日本国大使館
在パキスタン日本国大使館	在バングラデシュ日本国大使館	在東ティモール日本国大使館	在フィリピン日本国大使館	在ブータン日本国大使館
在ブルネイ日本国大使館	在ベトナム日本国大使館	在マレーシア日本国大使館	在ミャンマー日本国大使館	在モルディブ日本国大使館
在モンゴル日本国大使館	在ラオス日本国大使館	在オーストラリア日本国大使館	在キリバス日本国大使館	在クック日本国大使館
在サモア日本国大使館				
在ソロモン日本国大使館	在ツバル日本国大使館	在トンガ日本国大使館	在ナウル日本国大使館	在ニウエ日本国大使館
在ニューージーランド日本国大使館	在バヌアツ日本国大使館	在パプアニューギニア日本国大使館	在パラオ日本国大使館	在フィジー日本国大使館
在マーシャル日本国大使館	在ミクロネシア日本国大使館	在アメリカ合衆国日本国大使館	在カナダ日本国大使館	在アルゼンチン日本国大使館
在アンティグア・バアンティグセントジュース日本国大使館	在ウルグアイ日本国大使館	在エクアドル日本国大使館	在エルサルバドル日本国大使館	在ガイアナ日本国大使館
在キューバ日本国大使館	在グアテマラ日本国大使館			

在グレナダ日本国大使グレナダ 使館	セントジョージズ
在コスタリカ日本国コスタリカサンホセ 大使館	サンホセ
在コロンビア日本国コロンビアボゴタ 大使館	ボゴタ
在ジャマイカ日本国ジャマイカキングス 大使館	キングス トン
在スリナム日本国スリナム 大使館	パラマリ ボ
在セントクリストフセントクリバセター アー・ネービス日本セントフアル 大使館	セントフアル ー・ネービ ス
在セントビンセントセントビンキングス 日本国大使館	セント ビンキングス
在セントルシア日本セントルシカストリ 国大使館	セント ルシカ
在チリ日本国大使館	サンテ イ
在ドミニカ日本国ドミニカ 大使館	ロゾ ー
在ドミニカ共和国ドミニカ共サントド 本国大使館	和国 ミンゴ
在トリニダード・トトリニダーポルトオ バゴ日本国大使館	ド・トバゴ ブス
在ニカラグア日本国ニカラグアマナグア 大使館	ポルト ー
在ハイチ日本国大使ハイチ 大使館	ポルト ー
在パナマ日本国大使パナマ 大使館	パナ マ
在バハマ日本国大使バハマ 大使館	ナツソ ー
在パラグアイ日本国パラグアイアスンシ オン 大使館	アスン シ
在バルバドス日本国バルバドスブリッジ タウン 大使館	ブリ ッジ
在ブラジル日本国大使ブラジル 大使館	ブラジ リ
在ベネズエラ日本国ベネズエラカラカス 大使館	カラカ ス
在ベリーズ日本国大使ベリーズ 大使館	ベルモ パ

欧州

在ペルー日本国大使ペルー 大使館	リマ
在ボリビア日本国大使ボリビア 大使館	ラパス
在ホンジュラス日本国ホンジュラテグシガ 大使館	テグシ ガ
在メキシコ日本国大使メキシコ 大使館	メキシ コ
在アイスランド日本国アイスランド 大使館	レイキ ヤ
在アイルランド日本国アイルランドブリ ン 大使館	ブリ ン
在アゼルバイジャンアゼルバイバク 大使館	バク ー
在アルバニア日本国アルバニアティラ ナ 大使館	ティラ ナ
在アルメニア日本国アルメニアエレバ ン 大使館	エレバ ン
在アンドラ日本国大使アンドラ 大使館	アン ド
在イタリア日本国大使イタリア 大使館	ロー マ
在ウクライナ日本国ウクライナキエフ 大使館	キエフ ー
在ウズベキスタン日本国ウズベキスタ ン 大使館	タ ン
在英国日本国大使館	英国 ロンドン
在エストニア日本国エストニアタリン 大使館	タ リン
在オーストリア日本国オーストリアウィ ン 大使館	ウィ ン
在オランダ日本国大使オランダ 大使館	ハー グ
在カザフスタン日本国カザフスタスル ス 大使館	スル ス
在北マケドニア日本国北マケドニスコ ピ エ 大使館	マケ ド
在キプロス日本国大キプロス 大使館	ニコシ ア
在ギリシャ日本国大ギリシャ 大使館	アテ ネ
在キルギス日本国大キルギス 大使館	ビシ ュ
在クロアチア日本国クロアチアザグレ ブ 大使館	ザグレ ブ

在コソボ日本国大使コソボ 大使館	プリ シュ ティ ナ
在サンマリノ日本国サンマリノサンマ リ 大使館	サン マリ ノ
在ジョージア日本国ジョージアトビリ シ 大使館	トビ リシ
在スイス日本国大使スイス 大使館	ベル ン
在スウェーデン日本国スウェーデス ト 大使館	ストック ホル ム
在スペイン日本国大使スペイン 大使館	マド リ
在スロバキア日本国スロバキアブラチ ス 大使館	ブラ チス
在スロベニア日本国スロベニアリュブリ ャ 大使館	リュ ブリ ャ
在セルビア日本国大使セルビア 大使館	ベオ グラ ド
在タジキスタン日本国タジキスタ ン 大使館	ド ウ
在チェコ日本国大使チェコ 大使館	プラ ハ
在デンマーク日本国デンマークコペン ハ 大使館	コペ ン ハ
在ドイツ日本国大使ドイツ 大使館	ベル リン
在トルクメニスタントルクメニアシガ バ 大使館	シガ バ
在ノルウェー日本国ノルウェーオスロ 大使館	オス ロ
在バチカン日本国大使バチカン 大使館	バチ カン
在ハンガリー日本国ハンガリーブダ ペ 大使館	ブダ ペ
在フィンランド日本国フィンランヘル シ ン 大使館	ヘル シ ン
在フランス日本国大使フランス 大使館	パリ
在ブルガリア日本国ブルガリアソフィ ア 大使館	ソフィ ア
在ベラルーシ日本国ベラルーシミン ス 大使館	ミン ス
在ベルギー日本国大使ベルギー 大使館	ブリ ュ ッ セル

中東

在ポーランド日本国ポーランドワル シャ 大使館	ワ ル シャ
在ボスニア・ヘルツボスニア・サラエ ボ 大使館	サラ エ ボ
在エジプト日本国大使エジプト 大使館	エジ プト
在トルタル日本国トルタルリスボン 大使館	リス ボン
在マルタ日本国大使マルタ 大使館	マル タ
在モナコ日本国大使モナコ 大使館	モナ コ
在モルドバ日本国大使モルドバ 大使館	キシ ニ ョ
在モンテネグロ日本国モンテネグ ロ 大使館	ポド ゴ リ
在ラトビア日本国大使ラトビア 大使館	リ ガ
在リトアニア日本国リトアニアビリ ニ 大使館	ビリ ニ ユ
在リヒテンシュタインリヒテンシ ュ 大使館	フ アド ー
在ルーマニア日本国ルーマニアブカ レ 大使館	ブカ レ ス
在ルクセンブルク日本国ルクセン ブル 大使館	ルク セン ブル ク
在ロシア日本国大使ロシア 大使館	モス ク ワ
在アフガニスタン日本国アフガニ ス 大使館	アフ ガ ニ ス タ ン
在アラブ首長国連邦アラブ首長 ア 大使館	アラ ブ 首 長
在イエメン日本国大使イエメン 大使館	サ ヌ ア
在イスラエル日本国イスラエルテル ア 大使館	テル ア ビ ブ
在イラク日本国大使イラク 大使館	バ グ ダ ッ
在イラン日本国大使イラン 大使館	テ ヘ ラ ン
在オマーン日本国大使オマーン 大使館	マ ス カ ッ ト
在カタール日本国大使カタール 大使館	ドー ハ
在クウェート日本国クウェートク ウ 大使館	ク ウ エ ー ト

在サウジアラビア日本大使館	在シリア日本大使館	在トルコ日本大使館	在バーレーン日本大使館	在ヨルダン日本大使館	在レバノン日本大使館	在アルジェリア日本大使館	在アンゴラ日本大使館	在ウガンダ日本大使館	在エジプト日本大使館	在エスワティニ日本大使館	在エチオピア日本大使館	在エリトリア日本大使館	在ガーナ日本大使館	在カーボベルデ日本大使館	在ガボン日本大使館	在カメルーン日本大使館	在ガンビア日本大使館	在ギニア日本大使館	在ギニアビサウ日本大使館	在ケニア日本大使館	在コートジボワール日本大使館
アラビア	シリア	トルコ	バーレーン	ヨルダン	レバノン	アルジェリア	アンゴラ	ウガンダ	エジプト	エスワティニ	エチオピア	エリトリア	ガーナ	カーボベルデ	ガボン	カメルーン	ガンビア	ギニア	ギニアビサウ	ケニア	コートジボワール
アラビヤ	シリア	トルコ	バーレーン	ヨルダン	レバノン	アルジェリア	アンゴラ	ウガンダ	エジプト	エスワティニ	エチオピア	エリトリア	ガーナ	カーボベルデ	ガボン	カメルーン	ガンビア	ギニア	ギニアビサウ	ケニア	コートジボワール
アラビヤ	シリア	トルコ	バーレーン	ヨルダン	レバノン	アルジェリア	アンゴラ	ウガンダ	エジプト	エスワティニ	エチオピア	エリトリア	ガーナ	カーボベルデ	ガボン	カメルーン	ガンビア	ギニア	ギニアビサウ	ケニア	コートジボワール

在コモロ日本大使館	在コンゴ共和国日本大使館	在コンゴ民主共和国日本大使館	在サントメ・プリンシペ日本大使館	在ザンビア日本大使館	在シエラレオネ日本大使館	在ジブチ日本大使館	在ジンバブエ日本大使館	在スーダン日本大使館	在セーシェル日本大使館	在赤道ギニア日本大使館	在セネガル日本大使館	在ソマリア日本大使館	在タンザニア日本大使館	在チャド日本大使館	在中央アフリカ日本大使館	在チュニジア日本大使館	在トーゴ日本大使館	在ナイジェリア日本大使館	在ナミビア日本大使館	在ニジェール日本大使館	在ブルキナファソ日本大使館
コモロ	コンゴ	コンゴ	サントメ	ザンビア	シエラレオネ	ジブチ	ジンバブエ	スーダン	セーシェル	赤道ギニア	セネガル	ソマリア	タンザニア	チャド	中央アフリカ	チュニジア	トーゴ	ナイジェリア	ナミビア	ニジェール	ブルキナファソ
コモロ	コンゴ	コンゴ	サントメ	ザンビア	シエラレオネ	ジブチ	ジンバブエ	スーダン	セーシェル	赤道ギニア	セネガル	ソマリア	タンザニア	チャド	中央アフリカ	チュニジア	トーゴ	ナイジェリア	ナミビア	ニジェール	ブルキナファソ
コモロ	コンゴ	コンゴ	サントメ	ザンビア	シエラレオネ	ジブチ	ジンバブエ	スーダン	セーシェル	赤道ギニア	セネガル	ソマリア	タンザニア	チャド	中央アフリカ	チュニジア	トーゴ	ナイジェリア	ナミビア	ニジェール	ブルキナファソ

地域	名称		位置	
	国名	地名	国名	地名
二総領事館	在ブルンジ日本大使館	ブルンジ	ブルンジ	ブルンジ
	在ベナン日本大使館	ベナン	ベナン	ベナン
	在ボツワナ日本大使館	ボツワナ	ボツワナ	ボツワナ
	在マダガスカル日本大使館	マダガスカル	マダガスカル	マダガスカル
	在マラウイ日本大使館	マラウイ	マラウイ	マラウイ
	在マリ日本大使館	マリ	マリ	マリ
	在南アフリカ共和国日本大使館	南アフリカ共和国	南アフリカ共和国	南アフリカ共和国
	在南スーダン日本大使館	南スーダン	南スーダン	南スーダン
	在モーリシャス日本大使館	モーリシャス	モーリシャス	モーリシャス
	在モーリタニア日本大使館	モーリタニア	モーリタニア	モーリタニア
	在モザンビーク日本大使館	モザンビーク	モザンビーク	モザンビーク
	在モロッコ日本大使館	モロッコ	モロッコ	モロッコ
	在リビア日本大使館	リビア	リビア	リビア
	在リベリア日本大使館	リベリア	リベリア	リベリア
	在ルワンダ日本大使館	ルワンダ	ルワンダ	ルワンダ
	在レソト日本大使館	レソト	レソト	レソト

在デンバール日本総領事館	在メダン日本総領事館	在チェンマイ日本総領事館	在済州日本総領事館	在釜山日本総領事館	在広州日本総領事館	在上海日本総領事館	在重慶日本総領事館	在瀋陽日本総領事館	在青島日本総領事館	在香港日本総領事館	在カラチ日本総領事館	在セブ日本総領事館	在ダバオ日本総領事館	在ホーチミン日本総領事館	在ベナン日本総領事館	在シドニー日本総領事館	在パース日本総領事館	在ブリスベン日本総領事館	在メルボルン日本総領事館	在オークランド日本総領事館	在オーストラリア日本総領事館	在サンフランシスコ日本総領事館
デンバール	メダン	チェンマイ	済州	釜山	広州	上海	重慶	瀋陽	青島	香港	カラチ	セブ	ダバオ	ホーチミン	ベナン	シドニー	パース	ブリスベン	メルボルン	オークランド	オーストラリア	サンフランシスコ
デンバール	メダン	チェンマイ	済州	釜山	広州	上海	重慶	瀋陽	青島	香港	カラチ	セブ	ダバオ	ホーチミン	ベナン	シドニー	パース	ブリスベン	メルボルン	オークランド	オーストラリア	サンフランシスコ
デンバール	メダン	チェンマイ	済州	釜山	広州	上海	重慶	瀋陽	青島	香港	カラチ	セブ	ダバオ	ホーチミン	ベナン	シドニー	パース	ブリスベン	メルボルン	オークランド	オーストラリア	サンフランシスコ

シ ア	レ マ	ナ ム	ベ ト	ネ イ	ブル	タ ン	ブ ー	ン リ	フ イ	ル モ	テ イ	東	シ デ
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5	4	6	4	0	1	1	2	5	0	4	6	0	6
9	5	4	4	0	0	3	0	0	5	6	8	5	0
1	8	1	4	0	0	3	0	4	4	0	0	1	6
6	1	7	3	0	0	4	0	9	3	0	0	9	3
2	5	2	3	0	0	5	0	8	4	3	0	0	7
7	8	7	2	0	0	6	0	7	2	1	3	0	0
5	1	4	2	0	0	8	0	0	1	7	2	0	0
0	3	2	2	0	0	5	0	1	0	5	2	0	0
4	4	0	2	0	0	1	0	3	9	2	2	0	0
8	5	8	1	0	0	8	0	0	5	8	0	2	0

ク ツ	バ ス	キ リ	州 洋 大	ア リ	ラ ト	ス イ	オ	ス オ ラ	ゴ ル ン	ブ デ イ	モ ル	マ ー	ミ ヤ
0	0	0	0	0	0	0	8	5	0	0	0	0	6
0	0	0	0	0	0	0	2	5	0	0	0	0	4
6	2	5	0	0	1	6	9	4	0	0	5	7	8
5	0	5	0	0	3	7	7	4	0	0	0	8	6
4	7	4	0	0	0	9	4	4	0	0	8	8	3
1	2	4	0	0	0	9	3	0	0	0	7	7	9
8	6	3	0	0	8	4	5	3	0	0	3	1	4
6	1	3	0	0	7	7	0	3	0	0	5	2	9
3	7	2	0	0	0	5	3	5	0	0	5	4	4
2	5	2	0	0	1	1	5	2	0	0	0	4	3
1	3	2	0	0	3	2	3	2	0	0	5	4	1
0	1	2	0	0	5	3	1	2	0	0	0	0	5

エ ウ	ル ナ	ウ	ガ ト	ン	ル ツ	バ	モ ン	ロ	ア サ	モ
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	6	6	2	5	0	0	1	6	9
0	0	6	5	0	5	0	0	3	7	7
0	0	0	0	4	7	4	0	0	0	9
0	0	3	1	2	4	0	0	9	1	0
0	0	6	8	6	3	0	0	8	4	5
0	0	0	0	6	1	3	0	0	7	7
0	0	8	3	7	2	0	0	0	0	7
0	0	8	2	5	2	0	0	1	1	5
0	0	7	1	3	2	0	0	3	2	3
0	0	7	0	1	2	0	0	5	3	1

ネ ロ	ク ミ	ル シ	マ ヤ	ジ フ	イ	オ パ	ラ	ア ギ	ユ ニ	ア バ	ツ ヌ	ド ラ	ジュ ニ
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
6	6	8	5	0	0	4	8	8	6	0	0	1	
2	5	6	5	0	0	3	7	7	4	0	0	0	
0	3	3	5	0	0	5	8	2	6	0	0	0	
3	9	7	4	0	0	7	8	6	5	0	0	9	
6	5	2	4	0	0	9	8	0	5	0	0	8	
0	2	7	3	0	0	7	7	0	3	0	0	7	
0	9	2	3	0	0	2	1	0	4	0	0	0	
6	7	0	3	0	0	1	1	5	2	0	0	0	
1	6	8	2	0	0	3	2	3	2	0	0	3	
7	4	6	2	0	0	4	9	2	3	0	0	5	

サ エル ル	ル アド エク	エ ク 8 6	イ グ ア	ウ ル 5 6	ダ ブ ル	バ ー 	ア グ テ イ ン	米南中		ダ ナ カ	米北		ア シ
								ン チ ン	ゼ ル ア		国 衆 合 カ リ メ ア	メ ア	
0 3 6	0 0 0	'0 8 6	0 0 0	'0 5 6	0 0 0	'0 2 6	0 0 0	'0 5 6	0 0 0	'0 3 6	0 0 0	'0 0 9	0 0
0 1 6	0 0 0	'0 6 6	0 0 0	'0 2 6	0 0 0	'0 0 6	0 0 0	'0 3 6	0 0 0	'0 7 5	0 0 0	'0 7 6	0 0
9 7 5	0 0 4	'5 1 6	0 0 3	'3 8 5	0 0 6	'3 6 5	0 0 9	'3 8 5	0 0 1	'8 2 5	0 0 5	'9 2 6	0 0
9 5 5	0 0 8	'2 9 5	0 0 9	'9 5 5	0 0 1	'3 4 5	0 0 5	'0 6 5	0 0 0	'7 0 5	0 0 3	'4 0 6	0 0
1 3 5	0 0 8	'8 5 5	0 0 9	'4 2 5	0 0 3	'2 1 5	0 0 5	'5 2 5	0 0 3	'5 7 4	0 0 6	'6 6 5	0 0
3 8 4	0 0 3	'2 0 5	0 0 6	'6 6 4	0 0 9	'0 6 4	0 0 1	'7 6 4	0 0 5	'2 2 4	0 0 6	'3 0 5	0 0
5 3 4	0 0 8	'5 4 4	0 0 3	'8 0 4	0 0 5	'9 0 4	0 0 7	'8 0 4	0 0 7	'9 6 3	0 0 7	'0 4 4	0 0
7 8 3	0 0 2	'9 8 3	0 0 0	'0 5 3	0 0 2	'8 5 3	0 0 3	'0 5 3	0 0 9	'6 1 3	0 0 7	'7 7 3	0 0
8 4 3	0 0 0	'4 4 3	0 0 3	'3 0 3	0 0 1	'7 1 3	0 0 6	'3 0 3	0 0 6	'4 7 2	0 0 3	'7 2 3	0 0
9 2 3	0 0 4	'1 2 3	0 0 0	'0 8 2	0 0 5	'6 9 2	0 0 3	'0 8 2	0 0 5	'3 5 2	0 0 2	'2 0 3	0 0
0 1 3	0 0 8	'8 9 2	0 0 6	'6 5 2	0 0 0	'6 7 2	0 0 9	'6 5 2	0 0 4	'2 3 2	0 0 0	'7 7 2	0 0
1 9 2	0 0 2	'6 7 2	0 0 3	'3 3 2	0 0 5	'5 5 2	0 0 6	'3 3 2	0 0 3	'1 1 2	0 0 8	'1 5 2	0 0

ア ン ピ	コ ロ 2 6	カ タ リ	コ ス 0 2 6	ナ ダ レ	ラ テ マ	グ ア 0 1 7	バ ユ キ	0 5 7	ア ナ イ	0 2 6	ル バ ド
0 0 0	'0 0 6	0 0 0	'0 0 6	0 0 0	'0 0 6	0 0 0	'0 3 7	0 0 0	'0 0 6	0 0 0	'0 0 0
0 0 2	'0 7 5	0 0 6	'4 6 5	0 0 6	'3 6 5	0 0 3	'9 4 6	0 0 9	'1 9 6	0 0 6	'3 6 5
0 0 5	'1 5 5	0 0 8	'2 4 5	0 0 1	'3 4 5	0 0 9	'6 2 6	0 0 2	'0 7 6	0 0 1	'3 4 5
0 0 4	'3 2 5	0 0 2	'0 1 5	0 0 3	'2 1 5	0 0 3	'3 9 5	0 0 7	'7 3 6	0 0 3	'2 1 5
0 0 6	'6 7 4	0 0 7	'5 5 4	0 0 9	'0 6 4	0 0 4	'7 3 5	0 0 5	'3 8 5	0 0 9	'0 6 4
0 0 8	'9 2 4	0 0 2	'1 0 4	0 0 5	'9 0 4	0 0 5	'1 8 4	0 0 3	'9 2 5	0 0 5	'9 0 4
0 0 0	'3 8 3	0 0 8	'6 4 3	0 0 2	'8 5 3	0 0 6	'5 2 4	0 0 1	'5 7 4	0 0 2	'8 5 3
0 0 6	'5 4 3	0 0 2	'3 0 3	0 0 1	'7 1 3	0 0 8	'0 8 3	0 0 8	'1 3 4	0 0 1	'7 1 3
0 0 9	'6 2 3	0 0 4	'1 8 2	0 0 5	'6 9 2	0 0 4	'8 5 3	0 0 1	'0 1 4	0 0 5	'6 9 2
0 0 2	'8 0 3	0 0 6	'9 5 2	0 0 0	'6 7 2	0 0 1	'6 3 3	0 0 4	'8 8 3	0 0 0	'6 7 2
0 0 5	'9 8 2	0 0 9	'7 3 2	0 0 5	'5 5 2	0 0 7	'3 1 3	0 0 8	'6 6 3	0 0 5	'5 5 2

ニ カ 2 6	チ リ	シ ア ル	セ ン 0 2 6	ン ト セ	ト セ ン	ビ ス	ネ ー 	ア フ ト リ ス ト ク セ ン	0 2 6	ナ ス リ	0 2 6	カ マ イ	0 1 6
0 6 5	0 0 0	'8 3 5	0 0 0	'0 0 6	0 0 0	'0 0 6	0 0 0	'0 0 6	0 0 0	'0 0 6	0 0 0	'0 9 5	0 0
6 5 0	0 0 0	'8 3 5	0 0 6	'3 6 5	0 0 6	'3 6 5	0 0 6	'3 6 5	0 0 6	'3 6 5	0 0 9	'4 5 5	0 0
4 5 0	0 0 5	'6 1 5	0 0 1	'3 4 5	0 0 1	'3 4 5	0 0 1	'3 4 5	0 0 1	'3 4 5	0 0 8	'4 3 5	0 0
1 5 0	0 0 2	'4 8 4	0 0 3	'2 1 5	0 0 3	'2 1 5	0 0 3	'2 1 5	0 0 3	'2 1 5	0 0 7	'4 0 5	0 0
6 4 0	0 0 4	'0 3 4	0 0 9	'0 6 4	0 0 9	'0 6 4	0 0 9	'0 6 4	0 0 9	'0 6 4	0 0 5	'4 5 4	0 0
0 4 0	0 0 6	'6 7 3	0 0 5	'9 0 4	0 0 5	'9 0 4	0 0 5	'9 0 4	0 0 5	'9 0 4	0 0 3	'4 0 4	0 0
5 3 0	0 0 8	'2 2 3	0 0 2	'8 5 3	0 0 2	'8 5 3	0 0 2	'8 5 3	0 0 2	'8 5 3	0 0 2	'4 5 3	0 0
1 3 0	0 0 8	'9 7 2	0 0 1	'7 1 3	0 0 1	'7 1 3	0 0 1	'7 1 3	0 0 1	'7 1 3	0 0 0	'4 1 3	0 0
9 2 0	0 0 2	'8 5 2	0 0 5	'6 9 2	0 0 5	'6 9 2	0 0 5	'6 9 2	0 0 5	'6 9 2	0 0 9	'3 9 2	0 0
7 2 0	0 0 7	'6 3 2	0 0 0	'6 7 2	0 0 0	'6 7 2	0 0 0	'6 7 2	0 0 0	'6 7 2	0 0 9	'3 7 2	0 0
5 2 0	0 0 2	'5 1 2	0 0 5	'5 5 2	0 0 5	'5 5 2	0 0 5	'5 5 2	0 0 5	'5 5 2	0 0 8	'3 5 2	0 0

マ バ ハ	マ パ ナ	チ ハ イ	ア ラ グ	ニ カ 0 6 6	ゴ ト ド バ ー 	ダ ニ ト リ	0 2 6	国 共 和 カ ミ	0 3 6				
0 0 9	5 0 0	'0 5 5	0 0 0	'0 2 8	0 0 0	'0 4 6	0 0 0	'0 0 6	0 0 0	'0 1 6	0 0 0	'0 0 0	0 0
9 4 5	0 0 6	'3 1 5	0 0 3	'5 8 7	0 0 8	'2 1 6	0 0 6	'3 6 5	0 0 0	'6 7 5	0 0 0	'6 7 5	0 0
8 4 3	0 0 1	'4 9 4	0 0 0	'3 6 7	0 0 0	'5 9 5	0 0 1	'3 4 5	0 0 9	'6 5 5	0 0 0	'6 5 5	0 0
7 4 0	0 0 8	'4 6 4	0 0 7	'9 2 7	0 0 4	'8 6 5	0 0 3	'2 1 5	0 0 4	'8 2 5	0 0 0	'8 2 5	0 0
5 4 5	0 0 0	'6 1 4	0 0 2	'4 7 6	0 0 0	'4 2 5	0 0 9	'0 6 4	0 0 8	'0 8 4	0 0 0	'0 8 4	0 0
3 4 0	0 0 2	'7 6 3	0 0 7	'8 1 6	0 0 6	'9 7 4	0 0 5	'9 0 4	0 0 2	'3 3 4	0 0 0	'3 3 4	0 0
2 4 5	0 0 4	'8 1 3	0 0 2	'3 6 5	0 0 2	'5 3 4	0 0 2	'8 5 3	0 0 7	'5 8 3	0 0 0	'5 8 3	0 0
0 4 1	0 0 4	'9 7 2	0 0 7	'8 1 5	0 0 7	'9 9 3	0 0 1	'7 1 3	0 0 6	'7 4 3	0 0 0	'7 4 3	0 0
9 3 9	0 0 9	'9 5 2	0 0 5	'6 9 4	0 0 0	'2 8 3	0 0 5	'6 9 2	0 0 6	'8 2 3	0 0 0	'8 2 3	0 0
9 3 7	0 0 4	'0 4 2	0 0 3	'4 7 4	0 0 2	'4 6 3	0 0 0	'6 7 2	0 0 5	'9 0 3	0 0 0	'9 0 3	0 0
8 3 5	0 0 9	'0 2 2	0 0 1	'2 5 4	0 0 5	'6 4 3	0 0 5	'5 5 2	0 0 5	'0 9 2	0 0 0	'0 9 2	0 0

000	ス スイ	058	000	ジ ア	000	ヨ ー	005	000	ノ マリ	006	000	ボ ソ	015	000	ア アチ	025	000	ギ ス	035	000	000	
000	'028	000	'084	000	'085	000	'085	000	'085	000	'005	000	'005	000	'005	000	'005	000	'025	000	'000	000
004	'367	005	'754	003	'835	006	'174	004	'864	000	'044	006	'554	006	'944	007	'674	000	'294	000	'004	004
008	'237	000	'244	007	'615	004	'484	006	'554	005	'134	005	'134	006	'944	008	'354	000	'674	007	'000	000
000	'786	008	'814	004	'484	006	'034	003	'193	007	'473	009	'723	000	'723	004	'773	000	'514	006	'003	003
007	'016	000	'083	008	'673	001	'153	000	'113	009	'182	000	'182	000	'182	002	'933	000	'773	004	'003	003
004	'435	003	'143	008	'323	000	'323	000	'113	000	'182	000	'182	000	'182	002	'933	000	'773	004	'003	003
000	'854	005	'203	000	'972	009	'972	008	'872	006	'342	008	'422	000	'422	004	'392	000	'803	006	'004	004
000	'793	005	'172	004	'852	008	'632	007	'642	001	'602	004	'781	000	'781	008	'262	000	'803	006	'004	004
004	'663	000	'652	008	'632	007	'642	001	'602	004	'781	000	'781	000	'781	008	'262	000	'803	006	'004	004
009	'533	005	'042	008	'632	007	'642	001	'602	004	'781	000	'781	000	'781	008	'262	000	'803	006	'004	004
004	'503	000	'522	003	'512	007	'032	004	'781	000	'781	000	'781	000	'781	008	'262	000	'803	006	'004	004

009	コ チ	005	000	タ ン	000	キ ス	046	000	ビ ア	055	000	ス ロ	035	000	ア バ	055	000	イ ン	065	000	デ ン	016
075	'036	000	'036	000	'035	000	'035	000	'035	000	'015	000	'035	000	'035	000	'045	000	'045	000	'095	000
035	'995	003	'995	002	'005	005	'774	001	'594	003	'594	009	'784	008	'745	000	'805	003	'805	008	'745	008
805	'385	007	'385	001	'184	004	'854	003	'574	009	'784	008	'525	000	'394	000	'754	004	'754	000	'394	000
774	'065	003	'065	005	'254	008	'924	000	'283	001	'693	006	'604	002	'834	000	'604	006	'604	002	'834	000
424	'125	004	'125	008	'404	000	'283	001	'693	006	'643	008	'553	004	'383	000	'553	008	'553	004	'383	000
173	'284	005	'284	001	'753	003	'433	006	'643	008	'503	007	'823	000	'823	000	'503	008	'503	007	'823	000
813	'344	006	'344	004	'903	005	'682	001	'792	005	'752	003	'462	008	'482	000	'462	003	'462	008	'482	000
572	'214	004	'214	002	'172	003	'842	002	'922	007	'732	000	'442	009	'262	000	'442	000	'442	009	'262	000
452	'693	008	'693	001	'252	002	'922	002	'922	007	'732	000	'442	009	'262	000	'442	000	'442	009	'262	000
332	'183	003	'183	000	'332	001	'012	009	'712	006	'322	000	'322	000	'142	000	'322	006	'322	000	'142	000
212	'563	007	'563	000	'412	000	'191	001	'891	003	'302	001	'912	000	'912	000	'302	003	'302	001	'912	000

000	リ ガ	005	000	カ ン	006	000	086	000	タ ニ	078	000	ツ ド	096	000	ク マ	007	000	000	007	000	000
000	'084	000	'085	000	'056	000	'056	000	'058	000	'058	000	'085	000	'076	000	'076	000	'076	000	000
003	'354	003	'835	000	'116	008	'308	003	'445	005	'225	000	'445	001	'926	000	'445	003	'445	000	'001
001	'534	007	'615	006	'685	004	'877	005	'225	000	'445	000	'406	000	'406	000	'225	005	'225	000	'009
009	'704	004	'484	009	'945	004	'047	008	'984	004	'534	008	'665	002	'665	000	'984	004	'984	002	'665
006	'263	006	'034	008	'884	000	'776	004	'534	008	'665	002	'665	000	'665	000	'534	004	'534	008	'665
003	'713	008	'673	007	'724	006	'316	000	'316	006	'316	000	'041	004	'041	000	'183	004	'183	000	'001
000	'272	000	'323	006	'663	003	'055	006	'623	006	'623	000	'773	004	'773	000	'623	006	'623	000	'001
007	'532	009	'972	007	'713	006	'994	006	'994	000	'382	000	'723	001	'723	000	'382	006	'382	000	'007
006	'712	004	'852	003	'392	002	'474	002	'474	005	'932	002	'203	000	'203	000	'932	006	'932	000	'005
004	'991	008	'632	008	'862	009	'844	005	'932	002	'474	002	'203	000	'203	000	'932	006	'932	000	'003
003	'181	003	'512	004	'442	005	'324	007	'712	007	'712	000	'152	007	'152	000	'712	007	'712	000	'001

094	ア ニ	004	000	ド ラ	094	000	036	000	シ ル	085	000	ア ガ	025	000	ン フ	007	000	000	007	000	000
084	'074	000	'074	000	'006	000	'065	000	'065	000	'005	000	'005	000	'095	000	'095	000	'095	000	'036
944	'244	000	'244	006	'365	006	'235	004	'174	009	'355	008	'585	000	'585	000	'355	009	'355	000	'036
234	'424	003	'424	001	'145	007	'515	005	'254	007	'135	003	'265	000	'265	000	'135	007	'135	000	'036
804	'793	008	'793	003	'705	003	'094	002	'424	005	'894	002	'725	000	'725	000	'894	005	'894	000	'036
763	'353	006	'353	009	'054	009	'744	001	'773	001	'344	006	'864	000	'864	000	'773	001	'773	000	'036
623	'903	004	'903	005	'493	006	'504	000	'033	007	'783	000	'014	000	'014	000	'783	007	'783	000	'036
582	'562	002	'562	002	'833	002	'363	008	'282	003	'233	005	'153	000	'153	000	'282	003	'282	000	'036
252	'922	008	'922	001	'392	003	'923	001	'542	000	'882	006	'403	000	'403	000	'882	000	'882	000	'036
632	'212	002	'212	005	'072	004	'213	003	'622	009	'562	002	'182	000	'182	000	'562	009	'562	000	'036
022	'491	005	'491	000	'842	004	'592	004	'702	007	'342	007	'752	000	'752	000	'342	007	'342	000	'036
302	'671	008	'671	005	'522	005	'872	006	'881	006	'122	003	'432	000	'432	000	'881	006	'881	000	'036

アトエ トリリ ,007	アオエ ビチ ,057	ニテワ イ エ ,055	プエ トジ ,046	ンウ ダガ ,007	ゴア ラン ,008	カリフ ア ,056
,086	,037	,035	,085	,086	,087	,036
,346	,596	,305	,545	,246	,147	,4595
,126	,576	,684	,625	,226	,917	,03575
,985	,446	,064	,794	,395	,686	,00545
,635	,495	,614	,054	,545	,136	,06494
,384	,345	,373	,204	,694	,675	,02444
,924	,394	,033	,453	,844	,025	,08393
,783	,254	,592	,613	,904	,674	,04353
,563	,234	,872	,792	,983	,454	,03333
,443	,214	,062	,872	,073	,234	,01313
,323	,293	,342	,952	,053	,014	,00392
000	,068	000	,038	000	,087	000
000	,048	000	,008	000	,057	000
004	,997	009	,417	005	,197	008
006	,677	001	,396	008	,567	001
004	,247	004	,066	004	,727	001
005	,586	009	,506	006	,746	004
006	,826	004	,155	004	,095	007
006	,175	009	,694	002	,335	001
001	,625	003	,354	004	,784	007
003	,305	005	,134	006	,464	000
005	,084	007	,904	003	,234	004
008	,754	000	,883	008	,814	007
000	,049	000	,019	000	,086	000
,048	,019	000	,019	000	,086	,057
,197	,868	001	,868	007	,156	,417
,567	,248	006	,248	008	,336	,396
,727	,408	003	,408	000	,706	,066
,366	,047	005	,047	003	,265	,506
,995	,676	007	,676	006	,715	,155
,435	,216	009	,216	009	,274	,694
,384	,165	008	,165	001	,734	,354
,754	,635	003	,635	003	,914	,134
,234	,015	008	,015	004	,104	,904
,604	,584	003	,584	005	,383	,883
000	,026	000	,048	000	,038	000
000	,006	000	,018	000	,008	000
004	,765	008	,577	000	,667	005
008	,845	009	,357	006	,447	005
009	,025	002	,127	004	,217	006
003	,474	006	,666	008	,856	006
007	,724	000	,216	002	,506	007
002	,183	005	,755	006	,155	007
009	,343	008	,315	007	,805	007
003	,523	000	,294	003	,784	008
007	,603	001	,074	008	,564	008
001	,882	003	,844	004	,444	009
000	,047	000	,075	000	,048	000
000	,027	000	,065	000	,028	000
008	,686	008	,925	001	,777	005
001	,666	001	,315	006	,357	008
001	,536	004	,984	004	,817	006
004	,385	007	,944	007	,956	006
007	,135	000	,904	000	,106	007
001	,084	003	,963	003	,245	007
007	,834	008	,733	008	,594	007
000	,814	008	,123	008	,174	008
004	,793	008	,503	003	,844	008
007	,673	008	,982	009	,424	008

ア ,0 ,0 ,5	リ ,0 ,0 ,0	中 ,0 ,3 ,8	ド ,0 ,0 ,3	ア ,0 ,0 ,0	リ ,0 ,0 ,0	ガ ,0 ,0 ,8	ア ,0 ,0 ,0	赤 ,0 ,6 ,8
ニ ,0 ,8 ,4	カ ,0 ,0 ,0	央 ,0 ,0 ,8	チ ,0 ,0 ,0	ザ ,0 ,0 ,0	ソ ,0 ,0 ,8	セ ,0 ,0 ,5	ギ ,0 ,0 ,4	道 ,0 ,4 ,8
チュ ,5 ,5 ,4	ア ,0 ,0 ,0	フ ,2 ,6 ,7	ャ ,2 ,6 ,7	タ ,0 ,9 ,5	マ ,0 ,0 ,3	ネ ,0 ,9 ,4	ニ ,0 ,5 ,1	
,0 ,4 ,4	,0 ,0 ,1	,9 ,3 ,7	,9 ,3 ,7	,0 ,0 ,7	,5 ,3 ,6	,0 ,0 ,1	,3 ,9 ,6	
,7 ,1 ,4	,0 ,0 ,8	,4 ,0 ,7	,4 ,0 ,7	,0 ,0 ,5	,5 ,0 ,6	,0 ,0 ,7	,9 ,8 ,5	
,8 ,7 ,3	,0 ,0 ,6	,7 ,4 ,6	,7 ,4 ,6	,0 ,0 ,0	,5 ,5 ,5	,0 ,0 ,4	,6 ,3 ,5	
,0 ,4 ,3	,0 ,0 ,4	,0 ,9 ,5	,0 ,9 ,5	,0 ,0 ,5	,4 ,0 ,5	,0 ,0 ,1	,3 ,8 ,4	
,1 ,0 ,3	,0 ,0 ,2	,3 ,3 ,5	,3 ,3 ,5	,0 ,0 ,1	,4 ,5 ,4	,0 ,0 ,8	,9 ,2 ,4	
,0 ,7 ,2	,0 ,0 ,4	,7 ,8 ,4	,7 ,8 ,4	,0 ,0 ,7	,3 ,1 ,4	,0 ,0 ,2	,7 ,8 ,3	
,5 ,5 ,2	,0 ,0 ,6	,4 ,6 ,4	,4 ,6 ,4	,0 ,0 ,5	,3 ,9 ,3	,0 ,0 ,8	,5 ,6 ,3	
,9 ,3 ,2	,0 ,0 ,7	,1 ,4 ,4	,1 ,4 ,4	,0 ,0 ,3	,3 ,7 ,3	,0 ,0 ,5	,4 ,4 ,3	
,4 ,2 ,2	,0 ,0 ,8	,8 ,1 ,4	,8 ,1 ,4	,0 ,0 ,2	,3 ,5 ,3	,0 ,0 ,2	,3 ,2 ,3	

0 ,0 ,0	ン ,0 ,9 ,6	ソ ,0 ,0 ,0	ル ,0 ,0 ,0	ビ ,0 ,0 ,0	リ ,0 ,0 ,0	ゴ ,0 ,0 ,0	0 ,0 ,0
0 ,0 ,0	,0 ,7 ,6	フ ,0 ,0 ,0	エ ,0 ,0 ,0	ナ ,0 ,0 ,0	ジ ,0 ,0 ,0	ト ,0 ,0 ,0	0 ,0 ,0
0 ,0 ,9	,5 ,3 ,6	キ ,0 ,0 ,0	ジ ,0 ,0 ,1	ミ ,0 ,0 ,7	エ ,0 ,0 ,4	0 ,0 ,1	0 ,0 ,8
0 ,0 ,8	,6 ,1 ,6	プ ,0 ,0 ,2	ニ ,0 ,0 ,7	ア ,0 ,0 ,6	ナ ,0 ,0 ,1	0 ,0 ,7	0 ,0 ,3
0 ,0 ,2	,8 ,8 ,5	ル ,0 ,0 ,1	7 ,8 ,2	,0 ,0 ,0	,8 ,2 ,5	0 ,0 ,0	0 ,0 ,2
0 ,0 ,5	,0 ,4 ,5	ア ,0 ,0 ,2	5 ,9 ,6	,0 ,0 ,3	,0 ,8 ,4	0 ,0 ,9	0 ,0 ,6
0 ,0 ,8	,2 ,9 ,4	ナ ,0 ,0 ,3	6 ,8 ,3	,0 ,0 ,6	,2 ,3 ,4	0 ,0 ,8	0 ,0 ,0
0 ,0 ,1	,5 ,4 ,4	ル ,0 ,0 ,4	2 ,8 ,5	,0 ,0 ,9	,4 ,8 ,3	0 ,0 ,7	0 ,0 ,5
0 ,0 ,9	,6 ,0 ,4	プ ,0 ,0 ,9	5 ,6 ,2	,0 ,0 ,7	,6 ,4 ,3	0 ,0 ,8	0 ,0 ,6
0 ,0 ,9	,7 ,8 ,3	ル ,0 ,0 ,1	4 ,5 ,4	,0 ,0 ,6	,7 ,2 ,3	0 ,0 ,3	0 ,0 ,2
0 ,0 ,8	,8 ,6 ,3	ア ,0 ,0 ,4	9 ,5 ,4	,0 ,0 ,5	,8 ,0 ,3	0 ,0 ,8	0 ,0 ,7
0 ,0 ,7	,9 ,4 ,3	ル ,0 ,0 ,6	4 ,1 ,4	,0 ,0 ,5	,9 ,8 ,2	0 ,0 ,6	0 ,0 ,3

ダ ,2 ,3	和 ,0 ,0	カ ,0 ,9	マ ,0 ,0	ウ ,0 ,0	カ ,0 ,0	ワ ,0 ,0	ン ,0 ,0
南 ,1 ,1	国 ,0 ,0	リ ,0 ,3	リ ,0 ,0	マ ,0 ,0	ス ,0 ,0	ボ ,0 ,0	ベ ,0 ,0
,8 ,2	,0 ,0	,0 ,3	,0 ,8	,0 ,1	,0 ,8	,0 ,9	,0 ,3
,1 ,2	,0 ,5	,3 ,0	,4 ,6	,0 ,8	,1 ,5	,6 ,5	,3 ,9
,7 ,1	,0 ,2	,6 ,8	,3 ,4	,0 ,3	,3 ,3	,9 ,3	,3 ,7
,1 ,1	,0 ,2	,0 ,6	,1 ,1	,0 ,1	,7 ,0	,3 ,1	,0 ,8
,1 ,0	,0 ,8	,6 ,1	,7 ,5	,0 ,4	,2 ,6	,1 ,7	,0 ,5
,6 ,1	,0 ,5	,3 ,7	,4 ,0	,0 ,7	,7 ,1	,8 ,2	,0 ,2
,8 ,1	,0 ,1	,0 ,3	,0 ,5	,0 ,0	,2 ,7	,5 ,8	,0 ,9
,0 ,4	,0 ,4	,5 ,9	,8 ,0	,0 ,0	,7 ,3	,1 ,5	,0 ,6
,0 ,0	,0 ,1	,8 ,7	,6 ,8	,0 ,6	,9 ,1	,4 ,3	,0 ,5
,1 ,6	,0 ,7	,0 ,6	,5 ,6	,0 ,1	,1 ,0	,7 ,1	,0 ,4
,2 ,2	,0 ,4	,3 ,4	,3 ,4	,0 ,6	,8 ,8	,0 ,3	,0 ,3

リ ,0 ,4	ア ,0 ,0	コ ,0 ,0	ク ,0 ,0	ニ ,0 ,0	ス ,0 ,0	0 ,0 ,0
リ ,0 ,2	リ ,0 ,5	ロ ,0 ,4	ビ ,0 ,8	リ ,0 ,6	シ ,0 ,7	0 ,0 ,0
,4 ,7	,0 ,9	,0 ,5	,1 ,7	,0 ,2	,0 ,2	,0 ,6
,0 ,2	,7 ,1	,6 ,9	,7 ,5	,4 ,6	,5 ,6	,0 ,8
,6 ,6	,0 ,2	,5 ,4	,9 ,3	,3 ,4	,7 ,4	,0 ,5
,6 ,6	,0 ,3	,9 ,8	,9 ,4	,1 ,1	,9 ,1	,0 ,7
,5 ,3	,0 ,0	,6 ,9	,3 ,0	,7 ,5	,3 ,7	,0 ,6
,3 ,8	,0 ,8	,2 ,0	,6 ,5	,4 ,0	,6 ,2	,0 ,5
,1 ,3	,0 ,5	,9 ,0	,0 ,1	,0 ,5	,0 ,8	,0 ,5
,0 ,8	,0 ,9	,4 ,3	,0 ,8	,0 ,0	,3 ,4	,0 ,0
,8 ,3	,0 ,6	,7 ,9	,0 ,2	,0 ,6	,4 ,2	,0 ,8
,4 ,1	,0 ,3	,0 ,6	,0 ,5	,0 ,2	,6 ,0	,0 ,5
,7 ,9	,0 ,0	,3 ,2	,0 ,9	,0 ,7	,7 ,8	,0 ,3
,3 ,6	,0 ,0	,3 ,2	,0 ,9	,0 ,7	,7 ,8	,0 ,3

ンム	ル ルガンベ	イナ	ンエチ	アジア タカルコ	地域 所在地		二 総領事館	トソレ	ン ダ ワ
					事領総	号別			
066	00'016	00'026	00'016	00'016	円	事領総	000055	000'096	000
126	05'295	08'806	08'895	08'895	円	号1	000035	000'076	000
985	04'265	07'775	02'865	02'865	円	号2	005305	009'536	008
535	01'215	07'525	03'715	03'715	円	号3	002684	008'616	001
284	08'164	07'374	04'664	04'664	円	号4	002064	002'885	001
924	06'114	08'124	05'514	05'514	円	号5	008614	005'045	004
683	04'173	02'083	07'473	07'473	円	号6	005373	008'294	007
563	03'153	04'953	04'453	04'453	円	号7	001033	001'544	001
443	02'133	06'833	00'433	00'433	円	号8	004592	009'604	007
223	01'113	09'713	07'313	07'313	円	号9	001872	009'783	000
							007062	008'863	004
							004342	007'943	007

山釜	州済	イマンエチ	ンダメ	ル サパンデ	ヤバラス	イバ
00'035	00'065	00'015	00'064	00'044	00'074	000'
03'394	03'425	06'094	03'254	09'524	09'744	000'
05'264	05'194	09'954	04'824	08'104	03'424	000'
01'114	09'634	08'804	06'883	06'163	09'483	008'
07'953	03'283	07'753	08'843	04'123	05'543	006'
03'803	07'723	06'603	00'903	02'182	02'603	004'
02'762	00'482	07'562	01'772	00'942	07'472	008'
07'642	01'262	03'542	02'162	00'332	09'852	005'
01'622	03'042	08'422	02'542	09'612	02'342	002'
06'502	05'812	04'402	03'922	08'002	05'722	009'

チラカ	港香	島青	陽藩	慶重	海上	州広
'066	00'067	00'025	00'055	00'055	00'056	00'095
'036	01'207	00'805	00'015	04'905	06'306	00'355
'506	02'856	02'674	03'974	08'874	09'565	04'815
'365	01'585	03'324	03'824	08'724	00'305	08'064
'125	00'215	04'073	03'773	08'673	01'044	02'304
'084	08'834	05'713	02'623	09'523	03'773	06'543
'644	03'083	01'572	04'582	01'582	00'723	05'992
'034	01'153	00'452	00'562	07'462	08'103	05'672
'314	08'123	08'232	06'442	03'442	07'672	04'352
'693	06'292	07'112	02'422	09'322	05'152	04'032

州洋大	ニドシ	ンナペ	ンミチ ホ	ンナダ	オバダ	ブセ
00'015	00'054	00'015	00'084	00'064	00'064	000
02'374	06'234	02'184	09'764	06'444	06'444	003
06'344	06'504	05'254	03'044	01'914	01'914	003
03'493	05'063	06'404	04'493	06'673	06'673	006
00'543	04'513	08'653	05'843	01'433	01'433	009
07'592	04'072	09'803	06'203	06'192	06'192	002
03'652	03'432	06'072	08'562	05'752	05'752	008
06'632	03'612	05'152	05'742	05'042	05'042	002
09'612	03'891	03'232	01'922	05'322	05'322	005
02'791	03'081	02'312	08'012	05'602	05'602	008

アシ	コスシンラフンサ	米北		ンルボルメ	ンベスリブ	ス パ
		タンラトア	ドンラク オ			
0 1 6	0 0 ' 0 6 6	0 0 ' 0 1 6	0 0 ' 0 3 5	0 0 ' 0 1 5	0 0 ' 0 9 4	0 0 ' 0 8 4
5 6 5	0 0 3 ' 7 1 6	0 0 ' 1 7 5	0 0 4 ' 2 1 5	0 0 9 ' 6 7 4	0 0 8 ' 0 6 4	0 0 7 ' 2 6 4
0 3 5	0 0 7 ' 8 7 5	0 0 3 ' 5 3 5	0 0 4 ' 0 8 4	0 0 1 ' 7 4 4	0 0 0 ' 2 3 4	0 0 8 ' 3 3 4
1 7 4	0 0 4 ' 4 1 5	0 0 8 ' 5 7 4	0 0 0 ' 7 2 4	0 0 4 ' 7 9 3	0 0 0 ' 4 8 3	0 0 6 ' 5 8 3
2 1 4	0 0 1 ' 0 5 4	0 0 3 ' 6 1 4	0 0 6 ' 3 7 3	0 0 7 ' 7 4 3	0 0 0 ' 6 3 3	0 0 4 ' 7 3 3
3 5 3	0 0 8 ' 5 8 3	0 0 9 ' 6 5 3	0 0 3 ' 0 2 3	0 0 1 ' 8 9 2	0 0 0 ' 8 8 2	0 0 2 ' 9 8 2
6 0 3	0 0 4 ' 4 3 3	0 0 3 ' 9 0 3	0 0 6 ' 7 7 2	0 0 3 ' 8 5 2	0 0 6 ' 9 4 2	0 0 6 ' 0 5 2
2 8 2	0 0 6 ' 8 0 3	0 0 5 ' 5 8 2	0 0 2 ' 6 5 2	0 0 4 ' 8 3 2	0 0 4 ' 0 3 2	0 0 4 ' 1 3 2
9 5 2	0 0 9 ' 2 8 2	0 0 7 ' 1 6 2	0 0 9 ' 4 3 2	0 0 6 ' 8 1 2	0 0 2 ' 1 1 2	0 0 1 ' 2 1 2
5 3 2	0 0 2 ' 7 5 2	0 0 9 ' 7 3 2	0 0 5 ' 3 1 2	0 0 7 ' 8 9 1	0 0 0 ' 2 9 1	0 0 8 ' 2 9 1
0	0	0	0	0	0	0

ヤニツガハ	ク ヨ ユニ	ルビュシツナ	バンデ	トイロトデ	ゴカシ	ルト
0 0 ' 0 4 5	0 0 ' 0 4 7	0 0 ' 0 1 6	0 0 ' 0 7 5	0 0 ' 0 8 5	0 0 ' 0 5 6	0 0 ' 0 0 ' ,
0 0 2 ' 9 1 5	0 0 0 ' 2 4 6	0 0 3 ' 6 6 5	0 0 0 ' 0 5 5	0 0 8 ' 1 4 5	0 0 2 ' 2 0 6	0 0 4 ' ,
0 0 8 ' 6 8 4	0 0 9 ' 1 0 6	0 0 9 ' 0 3 5	0 0 6 ' 5 1 5	0 0 9 ' 7 0 5	0 0 5 ' 4 6 5	0 0 1 ' ,
0 0 7 ' 2 3 4	0 0 0 ' 5 3 5	0 0 9 ' 1 7 4	0 0 3 ' 8 5 4	0 0 5 ' 1 5 4	0 0 8 ' 1 0 5	0 0 2 ' ,
0 0 6 ' 8 7 3	0 0 1 ' 8 6 4	0 0 9 ' 2 1 4	0 0 0 ' 1 0 4	0 0 1 ' 5 9 3	0 0 1 ' 9 3 4	0 0 3 ' ,
0 0 5 ' 4 2 3	0 0 3 ' 1 0 4	0 0 9 ' 3 5 3	0 0 7 ' 3 4 3	0 0 6 ' 8 3 3	0 0 4 ' 6 7 3	0 0 4 ' ,
0 0 3 ' 1 8 2	0 0 8 ' 7 4 3	0 0 7 ' 6 0 3	0 0 9 ' 7 9 2	0 0 5 ' 3 9 2	0 0 2 ' 6 2 3	0 0 3 ' ,
0 0 6 ' 9 5 2	0 0 0 ' 1 2 3	0 0 1 ' 3 8 2	0 0 0 ' 5 7 2	0 0 9 ' 0 7 2	0 0 1 ' 1 0 3	0 0 7 ' ,
0 0 0 ' 8 3 2	0 0 3 ' 4 9 2	0 0 5 ' 9 5 2	0 0 1 ' 2 5 2	0 0 3 ' 8 4 2	0 0 0 ' 6 7 2	0 0 2 ' ,
0 0 4 ' 6 1 2	0 0 5 ' 7 6 2	0 0 0 ' 6 3 2	0 0 2 ' 9 2 2	0 0 8 ' 5 2 2	0 0 9 ' 0 5 2	0 0 6 ' ,
0	0	0	0	0	0	0

トンロト	リガルカ	スルゼンサロ	ミアイマ	ルルノホ	ントスポ	ントス ユヒ
' 0 5 5	0 0 ' 0 0 5	0 0 ' 0 7 6	0 0 ' 0 9 5	0 0 ' 0 1 6	0 0 ' 0 4 6	0 0 ' 0 1 6
' 4 1 5	0 0 4 ' 8 8 4	0 0 3 ' 6 2 6	0 0 6 ' 3 5 5	0 0 8 ' 5 6 5	0 0 1 ' 5 9 5	0 0 4 ' 0 7 5
' 2 8 4	0 0 9 ' 7 5 4	0 0 1 ' 7 8 5	0 0 0 ' 9 1 5	0 0 4 ' 0 3 5	0 0 9 ' 7 5 5	0 0 7 ' 4 3 5
' 8 2 4	0 0 0 ' 7 0 4	0 0 9 ' 1 2 5	0 0 3 ' 1 6 4	0 0 5 ' 1 7 4	0 0 9 ' 5 9 4	0 0 3 ' 5 7 4
' 5 7 3	0 0 1 ' 6 5 3	0 0 7 ' 6 5 4	0 0 6 ' 3 0 4	0 0 6 ' 2 1 4	0 0 9 ' 3 3 4	0 0 9 ' 5 1 4
' 1 2 3	0 0 3 ' 5 0 3	0 0 4 ' 1 9 3	0 0 0 ' 6 4 3	0 0 6 ' 3 5 3	0 0 9 ' 1 7 3	0 0 5 ' 6 5 3
' 8 7 2	0 0 6 ' 4 6 2	0 0 2 ' 9 3 3	0 0 8 ' 9 9 2	0 0 5 ' 6 0 3	0 0 3 ' 2 2 3	0 0 9 ' 8 0 3
' 7 5 2	0 0 2 ' 4 4 2	0 0 1 ' 3 1 3	0 0 8 ' 6 7 2	0 0 9 ' 2 8 2	0 0 5 ' 7 9 2	0 0 2 ' 5 8 2
' 5 3 2	0 0 9 ' 3 2 2	0 0 0 ' 7 8 2	0 0 7 ' 3 5 2	0 0 3 ' 9 5 2	0 0 7 ' 2 7 2	0 0 4 ' 1 6 2
' 4 1 2	0 0 5 ' 3 0 2	0 0 0 ' 1 6 2	0 0 7 ' 0 3 2	0 0 8 ' 5 3 2	0 0 0 ' 8 4 2	0 0 7 ' 7 3 2
0	0	0	0	0	0	0

ロイネヤジデオリ	スウナマ	ロウパンサ	米南中		バ クンバ	
			バチリク	ル オリトンモ		
0 0 ' 0 0 6	0 0 ' 0 7 5	0 0 ' 0 7 5	0 0 ' 0 2 5	0 0 ' 0 2 5	0 0 ' 0 6 5	0 0
0 0 5 ' 6 6 5	0 0 7 ' 2 5 5	0 0 4 ' 6 3 5	0 0 8 ' 9 0 5	0 0 5 ' 1 0 5	0 0 1 ' 0 2 5	0 0 6
0 0 3 ' 4 3 5	0 0 5 ' 4 2 5	0 0 2 ' 4 0 5	0 0 7 ' 9 7 4	0 0 1 ' 0 7 4	0 0 6 ' 7 8 4	0 0 4
0 0 7 ' 0 8 4	0 0 6 ' 7 7 4	0 0 4 ' 0 5 4	0 0 4 ' 9 2 4	0 0 9 ' 7 1 4	0 0 4 ' 3 3 4	0 0 8
0 0 1 ' 7 2 4	0 0 7 ' 0 3 4	0 0 6 ' 6 9 3	0 0 1 ' 9 7 3	0 0 7 ' 5 6 3	0 0 2 ' 9 7 3	0 0 2
0 0 5 ' 3 7 3	0 0 8 ' 3 8 3	0 0 9 ' 2 4 3	0 0 9 ' 8 2 3	0 0 4 ' 3 1 3	0 0 1 ' 5 2 3	0 0 6
0 0 6 ' 0 3 3	0 0 2 ' 6 4 3	0 0 9 ' 9 9 2	0 0 7 ' 8 8 2	0 0 6 ' 1 7 2	0 0 7 ' 1 8 2	0 0 7
0 0 1 ' 9 0 3	0 0 5 ' 7 2 3	0 0 4 ' 8 7 2	0 0 6 ' 8 6 2	0 0 7 ' 0 5 2	0 0 0 ' 0 6 2	0 0 3
0 0 7 ' 7 8 2	0 0 7 ' 8 0 3	0 0 9 ' 6 5 2	0 0 5 ' 8 4 2	0 0 8 ' 9 2 2	0 0 4 ' 8 3 2	0 0 8
0 0 3 ' 6 6 2	0 0 0 ' 0 9 2	0 0 4 ' 5 3 2	0 0 4 ' 8 2 2	0 0 0 ' 9 0 2	0 0 7 ' 6 1 2	0 0 4
0	0	0	0	0	0	0

ブンハ	フルドル	セツユ	デ	ナロセルバ	ラバンイデエ	州欧		エフシレ				
						ノラミ	ンオレ					
045	00	'065	00	'015	00	'075	00	'085	00	'084	00	'025
815	00	'3815	00	'494	00	'745	00	'735	00	'564	00	'205
684	00	'584	00	'364	00	'315	00	'305	00	'834	00	'574
234	00	'134	00	'114	00	'654	00	'744	00	'393	00	'034
873	00	'773	00	'063	00	'993	00	'193	00	'943	00	'483
423	00	'323	00	'803	00	'243	00	'533	00	'403	00	'933
082	00	'082	00	'762	00	'692	00	'192	00	'862	00	'203
952	00	'952	00	'742	00	'372	00	'862	00	'152	00	'482
732	00	'732	00	'622	00	'052	00	'642	00	'332	00	'662
612	00	'612	00	'502	00	'822	00	'322	00	'512	00	'842

ブルテ	ペトクンサ	クトス	オジラウ	ユイセルマ	ル プスラトス	ンヘン	ユミ	トルフクン	ラフ	クル	
00	'035	00	'016	00	'025	00	'035	00	'055	00	'00
00	'315	00	'075	00	'605	00	'315	00	'615	00	'04
00	'284	00	'835	00	'474	00	'184	00	'484	00	'00
00	'134	00	'484	00	'124	00	'634	00	'824	00	'034
00	'973	00	'924	00	'963	00	'283	00	'473	00	'5673
00	'823	00	'573	00	'613	00	'723	00	'123	00	'7223
00	'782	00	'233	00	'472	00	'382	00	'872	00	'972
00	'662	00	'013	00	'352	00	'262	00	'652	00	'852
00	'642	00	'882	00	'232	00	'042	00	'532	00	'632
00	'522	00	'762	00	'112	00	'812	00	'412	00	'512

三	域地	所在地	政府代表部	ル プンタスイ	ダツジ	東中		クスフロバハ	クル		
						イバド	クスンリハサノジユ				
円	使大	00	'064	00	'046	00	'016	00	'026	00	'016
円	使公	00	'254	00	'126	00	'985	00	'185	00	'075
円	号特	00	'624	00	'885	00	'355	00	'845	00	'835
円	号1	00	'283	00	'335	00	'194	00	'394	00	'484
円	号2	00	'933	00	'774	00	'034	00	'734	00	'924
円	号3	00	'692	00	'224	00	'863	00	'283	00	'573
円	号4	00	'162	00	'873	00	'913	00	'833	00	'233
円	号5	00	'442	00	'553	00	'592	00	'513	00	'013
円	号6	00	'722	00	'333	00	'072	00	'392	00	'882
円	号7	00	'012	00	'113	00	'542	00	'172	00	'762
円	号8	00	'012	00	'113	00	'542	00	'172	00	'762
円	号9	00	'012	00	'113	00	'542	00	'172	00	'762

ネジ	（在）	ブネ	（在）	開機	（在）	州欧		ルオト	（在）	合際	（在）	米北		（在）	（在）
						（在）	（在）					（在）	（在）		
0	'069	00	'076	00	'085	00	'085	00	'027	00	'058	00	'005	00	'005
0	'018	00	'056	00	'065	00	'065	00	'866	00	'027	00	'084	00	'084
8	'657	00	'606	00	'225	00	'225	00	'246	00	'106	00	'1654	00	'1654
5	'627	00	'185	00	'105	00	'105	00	'106	00	'106	00	'4934	00	'4934
1	'186	00	'545	00	'074	00	'074	00	'535	00	'106	00	'4414	00	'4414
4	'506	00	'484	00	'714	00	'714	00	'864	00	'535	00	'6273	00	'6273
7	'925	00	'424	00	'563	00	'563	00	'864	00	'424	00	'9033	00	'9033
1	'454	00	'363	00	'313	00	'313	00	'104	00	'363	00	'1982	00	'1982
5	'393	00	'513	00	'172	00	'172	00	'743	00	'513	00	'7552	00	'7552
2	'363	00	'092	00	'052	00	'052	00	'123	00	'092	00	'0932	00	'0932
0	'333	00	'662	00	'222	00	'222	00	'492	00	'662	00	'3222	00	'3222
7	'203	00	'242	00	'02	00	'02	00	'762	00	'242	00	'6502	00	'6502

